

貴金属受渡条件調整実施要領

貴金属受渡条件調整実施要領

(目的)

第1条 本要領は、貴金属受渡細則（以下「細則」という。）第15条及び第34条に規定する受渡条件調整による受渡し（以下「受渡条件調整」という。）に関し、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第1条の2 現物先物取引に係る受渡条件調整は、受渡しを行う取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下この条、第3条、第4条、第10条及び第12条において同じ。）が、当月限納会後に、受渡条件について協議し合意が得られた場合、その旨を当社に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

2 限日現金決済先物取引に係る受渡条件調整は、当該取引の取引単位の10の整数倍の建玉を有する渡方の取引参加者及び受方の取引参加者が、限日現金決済先物取引に係る希望受渡し（以下「希望受渡し」という。）が成立した日に、細則第2条第1号に定める受渡供用品について、細則第10条に定める指定倉庫業者及び指定倉庫が発券した細則第13条に定める倉荷証券により受渡しを行う合意が得られた旨を当社に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

3 前項の場合において、渡方の義務については細則第5条を指定業者の貴金属地金の引渡等については細則第12条を準用する。

(利用可能対象者)

第2条 現物先物取引に係る受渡条件調整は、次の各号の一に該当する者に限り行うことができるものとする。

- (1) 取引参加者
- (2) 当業者
- (3) 当社が適当と認めた者

(申出期間及び方法等)

第3条 現物先物取引に係る受渡条件調整の申出期間及び方法等は、次のとおりとする。

- (1) 申出を行う取引参加者は、細則第15条第2項に規定する期間内までに、渡方及び受方が連署した当社が定める通知書を当社に差し出さなければならない。
 - (2) 申出を行った取引参加者は、前号に規定する通知書を当社に提出した場合には、第10条第1項の規定に基づき受渡しを行うものとする。
- 2 希望受渡しに係る受渡条件調整の申出期間及び方法等は、次のとおりとする。
- (1) 申出を行う取引参加者は、希望受渡しが成立した日の午後3時30分までに、渡方及び受方が連署した当社が定める通知書を当社に差し出さなければならない。

- (2) 申出を行った取引参加者は、前号に規定する通知書を当社に提出した場合には、第10条第2項の規定に基づき受渡しを行うものとする。

(申出の取消)

第4条 受渡条件調整の申出を行った取引参加者は、その申出を取り消すことができない。

(受渡供用品)

第5条 現物先物取引に係る受渡供用品は、細則第2条の規定にかかわらず、純度99.5%以上の金、純度99.9%以上の銀、純度99.95%以上の白金及び純度99.95%以上のパラジウムであって、受渡当事者間で合意したものとする。

- 2 希望受渡しに係る受渡供用品は、細則第18条第1項に定める金地金とする。

(受渡場所)

第6条 受渡場所は、次の営業倉庫のうち、受渡当事者間で合意した倉庫とする。

三菱倉庫株式会社東京支店 トランクルーム営業所佐賀町倉庫

東京都江東区佐賀1丁目15番7号

三井倉庫株式会社関東支社 大手町トランクルーム事務所

東京都千代田区大手町1丁目1番3号

辰巳事務所

東京都江東区辰巳3丁目9番2号

株式会社住友倉庫東京支店 住友ツインビルトランクルーム営業所

東京都中央区新川2丁目27番1号

大井営業所

東京都大田区東海4丁目5番18号

澁澤倉庫株式会社東京支店 青海営業所

東京都江東区青海3丁目2番17号

株式会社ヤマタネ関東支店 深川営業所

東京都江東区越中島1丁目1番1号

ケイヒン株式会社 港南営業所

東京都港区海岸3丁目4番20号

ブリンクスジャパン株式会社 東京オペレーションセンター

東京都荒川区町屋1丁目38番16号

(受渡品の量目)

第7条 現物先物取引に係る受渡品の量目については、第3条第1項第1号に定める通知書に記載されている数値に基づくものとする。

- 2 希望受渡しに係る受渡品の量目については、第3条第2項第1号に定める通知書に記

載されている数値に基づくものとする。

(受渡品の量目と受渡枚数の関係)

第8条 受渡品の量目に対する受渡玉の換算については、業務規程第17条において規定する受渡単位に換算させた枚数とする。

2 前項の規定にかかわらず、現物先物取引に係る受渡品の量目を受渡単位に換算させる場合において、最小受渡単位に比し50%を超える端数量目が生じたときは、第3条第1項第1号に定める通知書に記載される受渡枚数の範囲内において当該端数量目を最小受渡単位とみなして換算することができるものとする。

(受渡日時)

第9条 現物先物取引に係る受渡日時は、業務規程第50条において規定する日時とする。

2 希望受渡しに係る受渡日時は、業務規程第63条の3の3において規定する日時とする。

(受渡方法)

第10条 現物先物取引に係る受渡条件調整による受渡しの方法は、次のとおりとする。

(1) 当社は、第3条第1項第1号に規定する通知書を受理したのち、受渡日の前営業日の正午までに当該取引参加者に対して、受渡代金及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金と受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。）を通知する。

(2) 渡方は、受渡日の前営業日の午後3時までに、受渡しを確約する書面等を当社に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。

(3) 受方は、受渡日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、これと引換えに前号に定める書面等の引渡しを受ける。

2 希望受渡しに係る受渡条件調整による受渡しの方法は、次のとおりとする。

(1) 当社は、第3条第2項第1号に規定する通知書を受理したのち、希望受渡しが成立した日の午後5時までに当該取引参加者に対して、受渡代金等を通知する。

(2) 受方は、希望受渡しが成立した日の翌営業日の正午までに受渡代金等を当社に差し出す。

(3) 渡方は、業務規程第63条の3の3に定める受渡日の午前10時までに、受渡しに提供する受渡品の倉荷証券を当社に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。

(4) 受方は、業務規程第63条の3の3に定める受渡日の正午までに当社から倉荷証券の引渡しを受ける。

(故障の申立)

第11条 受方は、受渡条件調整により受渡しされた受渡品について、故障の申立てをすることができない。

(法定帳簿の記載方法)

第12条 受渡条件調整を行った取引参加者は、法定帳簿上、受渡条件調整により受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(その他)

第13条 本要領に定めのない事項については、受渡当事者間の合意により決定するものとする。

(貴金属受渡細則の準用)

第14条 細則第6条の規定は、受渡条件調整について準用する。

(改廃)

第15条 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本要領は、平成20年12月1日に施行する。

附則

第2条（利用可能対象者）及び第8条（受渡品の量目と受渡枚数の関係）から第10条（受渡方法）までの変更規定は、平成21年5月7日に施行する。

附則

第2条（利用可能対象者）第1号及び第3条（申出期間及び方法等）第1号の変更規定は、業務規程第87条（取引の態様による取引参加者の種類）の変更が効力を生ずる日（平成21年10月8日）に施行する。

附則

第12条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成24年5月15日に施行する。

附則

第1条の2（定義）の新設規定並びに第2条（利用可能対象者）及び第3条（申出期間及び方法等）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第1条（目的）、第1条の2（定義）、第2条（利用可能対象者）、第3条（申出期間及

び方法等)、第5条(受渡供用品)、第7条(受渡品の量目)、第8条(受渡品の量目と受渡枚数の関係)、第9条(受渡日時)、第10条(受渡方法)及び第11条(故障の申立)の変更規定は、平成28年7月25日に施行する。

附則

第1条の2(定義)、第2条(利用可能対象者)、第3条(申出期間及び方法等)、第4条(申出の取消)、第10条(受渡方法)及び第12条(法定帳簿の記載方法)の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第5条(受渡供用品)の変更規定は、平成29年3月21日に施行する。

附則

第1条(目的)、第1条の2(定義)、第3条(申出期間及び方法等)、第5条(受渡供用品)、第7条(受渡品の量目)、第9条(受渡日時)、第10条(受渡方法)及び第11条(故障の申立)の変更規定は、平成29年5月8日に施行する。

附則

第2条(利用可能対象者)、第5条(受渡供用品)、第6条(受渡場所)及び第10条(受渡方法)の変更規定は、平成29年8月1日に施行する。